

平成27年9月28日

保護者様

尼崎市立若草中学校
校長 北垣 裕之

自転車事故の増加に伴う保険加入の義務化について（お願い）

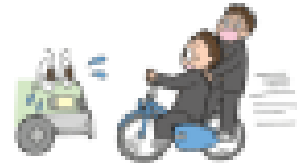
初秋の候、保護者の皆様におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。平素は、本校の教育活動に多大なるご協力をいただきありがとうございます。

さて、ご承知のように兵庫県では、平成27年10月から自転車利用者に賠償責任保険の加入が義務化されます。条例第13条では、「自転車の利用者および未成年の保護者は、他人の生命または身体の損害を補償できる保険や共済に加入しなくてはならない」と定められました。保険に加入していない場合は、損害賠償がすべて自己負担になってしまうケースが多数あり、個人に数千万円という高額な支払いを求められることもあります。

自転車安全利用五則を守りましょう

- 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 車道は左側を通行
- 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 安全ルールを守る
 - ・ 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - ・ 夜間はライトを点灯
 - ・ 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 子どもはヘルメットを着用

- × 傘差し車運転
- × 携帯電話・ヘッドフォンで音楽を聞きながら
- × ブレーキなし
- × 二人乗り



10月から兵庫県が自転車保険の加入を義務化

高額な賠償を伴う深刻な自転車事故の増加を背景に、兵庫県はこのほど全国初の賠償保険の義務化に踏み切りました。中学生は、学校行事やクラブ活動、習い事など自転車を利用する機会が多いため、自転車保険に加入してください。学校でも、保険加入の案内を配布したり、警察による安全指導教室を開き、自転車の安全な乗り方やルール等の基本的な知識、技術の基本を身に付けさせています。

みんなで交通ルールを守り、被害者にも加害者にもならないよう
安全運転を心掛けましょう！

以上